令和４年度 宮城県社会福祉協議会 保育士再就職準備金貸付の手引き

１　趣　旨

　　保育士資格を有しているが，保育士として勤務していない方に再就職準備に必要な費用を貸付けることで再就職を支援し，県内の保育士の確保に資することを目的とします。

２　貸付内容

　　貸 付 額　　再就職準備金　４０万円以内

　　貸付期間　　１人１回限り

　　利　　子　　無利子（ただし，返還期間を過ぎた場合は，年３％の延滞利子が発生します。）

３　返還免除

　　県内の保育所等の指定施設（別表）において，２年間継続して保育士として業務に従事した

場合

４　返還の猶予

　　返還免除を受けるまでの間，次に該当する場合は，返還の猶予が可能。

　（１）県内の指定施設において保育士業務に従事しているとき。

　（２）災害，疾病，負傷その他やむを得ない事由により返還の債務が履行できないと認められ

るとき。

５　返還

　　返還期間　３年以内で宮城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）の会長が定める期間内（返還猶予がない場合は貸付終了月の翌月より返還開始）

　　返還方法　月賦，半年賦の均等払い（一括払い，繰上げ返還も可）

　　延滞利子　返還期間内に返還されない場合は，遅延日数に応じ，延滞元金に対し年３％の延滞利子を徴収します。

６　申込み及び貸付決定

　　貸付希望者は，就職後３か月以内に県社協に申請をしてください。

　　県社協は申込み内容を審査し，貸付の可否を決定し通知します。

７　申込者の要件

　　次の全てを満たす保育士資格を有する方が対象となります。

　　①　保育士登録を行った方。ただし，養成施設卒業生の場合は卒業後，

　　　　６か月以上経過した方

　　②　以下の施設若しくは事業を離職した方（県内の施設若しくは事業である場合は離職後，６か月以上経過した方）又は当該施設若しくは事業に勤務経験のない方

　　　イ　児童福祉法第７条第１項に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園

　　　ロ　児童福祉法第６条の３第９項に規定する家庭的保育事業

　　　ハ　児童福祉法第６条の３第１０項に規定する小規模保育事業

　　　ニ　児童福祉法第６条の３第１２項に規定する事業所内保育事業

　　　ホ　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する幼稚園

　　③　他都道府県が実施する当該貸付金を借り受けていない方

　　④　県内の別表対象施設に，新たに保育士として勤務する方

（保育士として，週２０時間以上の勤務が必要です。）

　　⑤　保育士養成校在学期間に保育士修学資金の就職準備金を借りたことがない方

８　連帯保証人

　　連帯保証人は国内に居住する成年者１人を立てなければなりません。

９　申込方法

　（１）新たに指定施設等に就職した方で上記７の申込み要件を満たす方が申込み可能です。

　（２）申込者は，保育士修学資金（再就職準備金）借入申請書（様式第１号の２）に必要事項を記入し，個人情報の取扱同意書（様式第３号），申請者及び申請者と生計を一つにする家族全員の住民票（記載事項の省略のないもの），連帯保証人の住民票の写し（記載事項の省略のないもの）と保育士登録証の写し並びに採用証明等を添付して，県社協まで送付してください。

　（３）借入申請書は県社協のホームページより入手できます。

10　申込書類記入上の注意

　（１）油性ボールペンを使用し，文字を訂正する場合は，修正液等は使用せずに訂正箇所を二重線で消して訂正印を押し書き直してください。摩擦熱により筆跡を消すことができる筆記用具は使用しないこと。

　（２）申込書類に事実と異なる記入や記入漏れがあった場合，貸付の可否を決定することができませんので御注意願います。

11　保育士業務への従事期間について

　（１）指定施設に従事した日から返還免除要件の業務従事期間として査定します。

　（２）保育士業務への従事期間は，月を単位として継続している必要があります。

　　　　（例：当初就職した施設を退職した場合，その翌月に新たな施設に就職すれば継続しているとみなしますが，新たな施設への就職が翌々月以降になった場合には継続していることにはならず，返還となります。）

　（３）非常勤職員として勤務する場合，１年間あたり１８０日以上勤務する必要があります。

　（４）出産休暇・育児休業を取得する場合は，疾病・負傷等により勤務できないことがやむを得ないと認められる場合で病気休暇等を取得する場合は，その間返還猶予を受けることが可能です。ただし，その間を業務従事期間として算定することはできません。

別表

保育士再就職準備金従事先対象施設

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区域 | 法令・通知等 | | 施設別種別 |
| 県　内　施　設 | 児童福祉法 | 第６条の３第７項 | 一時預かり事業 |
| 第６条の３第９項から第１２項までに規定する業務であって，第３４条の１５第１項の規定の事業及び同条第２項の認可を受けたもの | 家庭的保育事業 |
| 小規模保育事業 |
| 居宅訪問型保育事業 |
| 事業所内保育事業 |
| 第６条の３第９項から第１２項までに規定する業務又は第３９条第１項に規定する業務を目的とするものであって，法第３４条の１５第２項，第３５条第４項の認可又は認定こども園法第１７条第１項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち，右記に示すもの | 1. 第５９条の２の規定により届出をした施設 |
| 1. ①に掲げるもののほか都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって，届出をした施設 |
| 1. 雇用保険法施行規則第１１６条に定めている事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設 |
| 1. 「看護職員確保対策事業等の実施について」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設 |
| 1. 国，都道府県又は市町村が設置する法第６条の３第９項から１２項までに規定する業務又は法第３９条第１項に規定する業務を目的とする施設 |
| 第６条の３第１３項 | 病児・病後児保育事業 |
| 第７条 | 保育所 |
| 学校教育法 | 第１条 | 教育時間終了後等に教育活動（預かり保育）を常時実施している幼稚園 |
| 「認定こども園」への移行を予定している幼稚園 |
| 子ども・子育て支援法 | 第３０条第１項第４号 | 特例教育・保育及び特定地域保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であって内閣総理大臣が別に定める基準に該当する施設（へき地保育所） |
| 第５９条の２第１項 | 企業主導型保育事業 |
| 就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律 | 第２条第６項 | 認定こども園 |